

令和5年度 広島市

公共交通事業者等 支援事業のご案内

原油価格高騰の影響を受け、依然として厳しい事業環境にある
広島市の公共交通事業者等の事業継続を支援いたします。

**対象
事業者
支給要件**



バス



タクシー



旅客船



トラック

対象事業

乗合バス事業

広島市内を発地または着地とする路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業
(乗車定員11人以上の車両による事業のみ)
※乗車定員11人未満の車両はタクシー事業として取り扱います

貸切バス事業

一般貸切旅客自動車運送事業

タクシー事業

一般乗用旅客自動車運送事業(個人・福祉輸送事業限定・
乗車定員11人未満の車両による一般乗合旅客自動車運送事業を含む)

旅客船事業

広島市内を起点または終点とする航路を運航する一般旅客定期航路事業・
旅客不定期航路事業

トラック事業

一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む)・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業
※特殊自動車、被けん引、二輪及びタクシー車両は除く

対象車両(支給要件)

令和5年6月から令和5年9月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局広島運輸支局に対象事業の用に供する
ために広島市内の営業所等で届出がされている車両。

対象旅客船(支給要件)

令和5年6月から令和5年9月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局に対象事業の用に供するための認可を
受けている船舶。

申請受付期間

令和5年

令和5年

11月15日(水)~12月28日(木)

※窓口での受付は9:30~12:00、13:00~17:00(月~金曜日)

支給対象期間

令和5年 **6月1日~9月30日**(4ヵ月分)

支給額算定方法

各月補助単価 × 対象車両台数 または
(令和5年6月~9月) 対象旅客船トン数

※各月単価は、令和5年5月を基準月とした各月の燃油費高騰率
を基に実行委員会が算定
※支援額は千円未満切り捨て
※各月補助単価はホームページに掲載

申請方法

郵送(簡易書留) または レターパックでの申請
(ご事情により持参も承ります。)

申請手続き等はウラ面へ▶▶▶

お問い合わせ

広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局
TEL.082-545-1501

✉ hiroshima-kotsu@bsec.jp

9:30~12:00、13:00~17:00(月~金曜日)

※土日祝日、年末年始(12/29~1/3)は除く

詳しくはホームページをご覧ください

広島市公共交通事業者等支援事業

検索

<https://kotsu-hiroshimacity.jp>



申請方法

郵送(簡易書留)またはレターパックでの申請

※ご事情により持参も承ります。

※郵送の際の送料は申請者負担です。差出人の住所、氏名を必ずご記載ください。

申請期間

令和5年**11月15日(水)**～令和5年**12月28日(木)**

支給対象期間 令和5年**6月1日**～**9月30日**(4ヵ月分)

振込期間 令和5年**12月下旬**～令和6年**2月上旬**(予定)

申請書類

- 1 申請書
- 2 誓約書
- 3 振込先口座の通帳の写し
- 4 対象事業者であること及び対象車両台数または対象旅客船トン数が分かる書類
※対象業種別に提出書類が異なります

乗合バス事業	●一般乗合旅客自動車運送事業の免許状又は許可書の写し ※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。 (変更状況がわかる書類の例)一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書 輸送実績報告書(R4)の写し(車両数のわかる頁) など
貸切バス事業	●一般貸切旅客自動車運送事業の免許状又は許可書の写し ※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。 (変更状況がわかる書類の例)一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書 輸送実績報告書(R4)の写し(車両数のわかる頁) など
タクシー事業	下記のいずれか ●法人：一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し、譲渡譲受の認可書の写し 個人事業主：一般乗用旅客自動車運送事業の許可書、通知書、変更通知書、譲渡譲受の認可書のいずれかの写し ●広島運輸支局から交付された証明書(証明願による申請が必要です) ※燃油種別がLPガス以外の車両または福祉限定車両の場合は自動車検査証(申請時において有効なもの)の写しをご提出ください。 ※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。 (変更状況がわかる書類の例)事業計画変更認可書・届出書の写し
旅客船事業	広島県旅客船協会の情報と照合するため不要。
トラック事業	自動車検査証(申請時点において有効なもの)の写し及び下記のいずれか ●貨物自動車運送事業の免許状または許可書の写し ●譲渡譲受の認可書の写し ●広島運輸支局から交付された証明書(証明願による申請が必要です) ●広島運輸支局で受理された貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し ※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。 (変更状況がわかる書類の例)一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書 一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更認可申請書 貨物軽自動車運送事業経営変更届出書 など



WEBから申請書類を入手→郵送にてご申請ください (ご事情により持参も承ります。)

【宛先】〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2紙屋町ビル6階
広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局 宛

詳しくは事務局までご相談ください

お問い合わせ

広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局

TEL.082-545-1501

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2紙屋町ビル6階

✉ hirosshima-kotsu@bsec.jp

9:30～12:00、13:00～17:00(月～金曜日)

※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は除く

制度及び申請についての
詳細は専用ホームページを
ご覧ください



広島市公共交通事業者等支援事業

検索

<https://kotsu-hiroshimacity.jp>